

令和8年4月から、「雑誌・雑古紙」と「紙箱・包装紙」と「コピー用紙」の3品目は一緒に出すことができるようになりました。まとめて紙紐で縛るか、紙袋に入れて出すことができます。詳細は下表のとおりです。

		雑誌・雑古紙			紙パック	その他の紙
ダンボール	新聞紙 チラシ	雑誌 雑古紙	コピー用紙	紙箱 包装紙		
ダンボール、 飼料袋など	新聞紙、 チラシなど	書籍、マンガ、 教科書、 カタログ、 広報誌など	白色紙、 再生紙、 ザラ紙など	ティッシュ箱、 菓子箱、 包装紙など	牛乳パック、 ジュースパック など	紙コップ、 トイレットペーパーの芯、 カップ麺、 焼酎パック など
紙紐で縛る。 またはダンボールの中に入れる 	紙紐で十字に縛る 	紙紐で縛る。または紙袋の中に入れる 			紙紐で十字に縛る 	指定袋 (ピンク) 

一緒にまとめて出すことができます

紙以外にもよくある間違いやお問い合わせを多くいただいているものがあります。分別でわからない場合は、大崎町公式LINEや大崎町ごみ分別アプリ、または環境政策課までお問い合わせください。

【よくある間違いやお問い合わせの例】

- 傘：紙紐などで縛らず、一般ごみの袋に入れて出します。
- 造花：プラスチック製は資源ごみ(プラスチック)、布製は一般ごみとして出します。
- スプレー缶：穴を開けず、中身を使い切ってから出します。
- 衣類：紙紐で縛るか、ピンクの資源ごみ袋に入れて出します。
- **果物や魚などの缶詰め：資源ごみ(空き缶)として出します(※雑金属ではありません)。**

【お問い合わせ先】 大崎町役場 環境政策課 環境衛生係 ☎476-1111 (内線161・162)